

## 令和元年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和元年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和2年4月1日

江別市監査委員 中村 秀春  
江別市監査委員 干場 芳子

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
観光振興課 R1. 10. 31監査 R2. 1. 21報告	<p>【補助金交付事務について】</p> <p>江別観光協会補助金の交付事務において、実績報告書の提出を受ける前に事業完了検査等を行うなどの不適切な事務が散見されることから、今後は江別市商工労働関係事業補助金交付規則を遵守し、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>観光振興課内において、江別市商工労働関係事業補助金交付規則の遵守を徹底し、また、事務処理後は複数人で書類をチェックするよう体制を改め、適正な補助金交付事務の執行に努めます。</p>
農業振興課 R1. 11. 7監査 R1. 12. 16報告	<p>【補助金交付事務について】</p> <p>課内に事務局を有する補助団体（江別市地域農業再生協議会）の業務について、補助金の交付申請をはじめとする関係書類に提出漏れ等の不備が見受けられることから、今後は所管事務とは適切に区分し、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>江別市地域農業再生協議会の事務処理については、江別市経営所得安定対策等推進事業補助金交付要綱に基づき、適正な書類の整備等に努めるとともに、市、団体双方の事務を執行するに当たっては、事務が混在しないよう書類・データ等を明確に区分し、事務処理後は複数人で書類をチェックするよう体制を改めました。</p>
子ども発達支援センター R1. 9. 26監査 R1. 12. 2報告	<p>【概算旅費及び前渡資金の精算事務について】</p> <p>概算払いによる旅費及び前渡資金の支給を受け、用務である大会の中止を主催者に確認したにもかかわらず、当該日の翌日から5日以内に旅費及び前渡資金の精算がなされていない。また、精算の結果、過払金があったにもかかわらず、精算と同時に当該過払金の返納がなされていない。</p> <p>公金を理由なく長期に保管することは、紛失、盗難等事故が発生</p>	<p>【措置済み】</p> <p>江別市職員等の旅費に関する条例施行規則及び江別市会計規則の該当箇所を課内で回覧し、旅費及び過払金の取扱いについて周知し、改めて適正な事務処理について確認しました。精算事務を含めた全ての経理事務において遅延等の不適切な処理が生じないように、今後は適正な事務処理の継続を図ります。</p>

	<p>する恐れがあることから、今後は江別市職員等の旅費に関する条例施行規則及び江別市会計規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>教育支援課 R1. 11. 26監査 R1. 12. 18報告</p>	<p><b>【旅行依頼事務について】</b> 複数の者に対して、3か月から1年にわたる複数回の旅行依頼について、一括して旅行依頼票を作成していることから、今後は江別市職員等の旅費に関する条例を遵守し、適切な旅行依頼事務の執行に努められたい。</p>	<p><b>【措置済み】</b> 今回の指導事項を課内で共有し、江別市職員等の旅費に関する条例を再確認した上で、旅行依頼に当たっては、旅行者に適切な依頼内容の提示を実施し、適正な事務の執行となるよう意思統一を図りました。</p>
<p>江別観光協会 R1. 10. 31監査 R2. 1. 21報告</p>	<p><b>【経理事務について】</b> 江別市から返納を求められた平成30年度江別観光協会補助金について、会則で定める出納期間を超えているにもかかわらず前年度の会計から支出を行うなどの不適切な事務が散見されることから、今後は江別観光協会会則を遵守し、適正な経理事務の執行に努められたい。</p>	<p><b>【措置済み】</b> 江別観光協会事務局内において、江別観光協会会則の遵守を徹底するとともに適宜確認を行い、事務処理後は複数人で書類をチェックするよう体制を改め、適正な経理事務の執行に努めるよう指導しました。</p>

掲示期限：令和2年4月14日